

平成30（2018）年10月26日【金】
於 栃木県公館 大会議室

第174回 栃木県都市計画審議会
会 議 録

1. 開催日 平成 30 (2018) 年 10 月 26 日 (金)

2. 開催場所 栃木県公館 大会議室

3. 出席委員 17 名

福田委員、藤島委員、大森委員、森本委員、
 枳委員、荒井委員、青山委員、稲葉委員、
掛江委員(代)、石原委員(代)、浅川委員(代)、坂口委員(代)、
齋藤委員、小菅委員、山田委員、中島委員、神谷委員

※(代)は代理出席であり、2号委員(関係行政機関の職員)については栃木県都市計
画審議会規程により代理出席が認められております。

午後1時30分 開会

○事務局 それでは、ただいまから第174回栃木県都市計画審議会を開会いたします。

最初に、前回第173回審議会を御欠席されました新任委員を改めて御紹介いたします。

1号委員に宇都宮大学教授 大森宣暁委員が任命されております。

○3番(大森委員) 大森でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 同じく弁護士 柎智子委員が任命されております。

○5番(柎委員) 柎でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 また、委員に異動がございましたので、新任委員を御紹介いたします。

2号委員に国土交通省関東運輸局長 掛江浩一郎委員が任命されております。本日は代理で、栃木運輸支局運輸企画専門官 関口達也様が御出席されております。

○9番(掛江委員代理：関口様) 掛江の代理で参りました栃木運輸支局の関口と申します。よろしく願いいたします。

○事務局 同じく国土交通省関東地方整備局長 石原康弘委員が任命されております。本日は代理で、宇都宮国道事務所長 上原重賢様が御出席されております。

○10番(石原委員代理：上原様) 石原の代理で参りました上原でございます。よろしく願いいたします。

○事務局 以上で、今回、新たに委員となられた方の御紹介を終わります。

開会にあたり、県を代表して、江連県土整備部長から御挨拶申し上げます。

○栃木県県土整備部長 皆さんこんにちは。県土整備部長の江連でございます。

本日は、委員の皆様方には、大変御多用の中、今年度2回目となります審議会に御出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、日ごろから、県政とりわけ県土整備行政の推進にあたりましては、多大なる御理解と御協力をいただいております。この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、栃木県では、さきの議会におきまして次年度の政策経営の基本方針と予算の編成方針を表明したところでございますが、この中では、人口減少・少子高齢社会の本格的な進行に対応していくため、1つ目の施策として「とちぎの未来創生に向けた産業振興や雇用施策の推進」、2つ目といたしまして「地域防災や公共交通、健康対策の強化による安全・安心なとちぎづくり」、3つ目といたしまして「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、それに続きます2022年のいちご一会とちぎ国体に向けた着実な取組み」を進めることによりまして、県政経営を進めてまいりたいと思っております。引き続き、県政の重点戦略であります「とちぎ元気発信プラン」、地方創生に向けた「とちぎ15戦略」の各施策を強力に推進していくこととしております。

こうした中、本県の都市行政につきましては、基本指針となる「栃木県都市計画区域マスタープラン」に基づき、全国的にも重要な課題となっております「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市づくりを目指し、総合的かつ計画的に取り組んでいるところでございます。

また、本県をはじめ多くの地方都市においては、頻発、さらに激甚化する自然災害等への防災・減

災対応、道路・河川・上下水道等インフラの老朽化対策、市街地において空き地・空き家が無秩序に増大する「都市のスポンジ化」対策、既存集落のコミュニティ維持など、緊要かつ新たな課題についての確に対応していくことが強く求められております。

こうした状況を踏まえまして、本県では、今年の2月にこの都市計画審議会に専門委員会を設置し、2021年度からの次期都市計画区域マスタープラン策定に向けた改定作業を進め、今後の本県における都市づくりの基本的方向を示していきたいと考えております。

本日は、都市計画道路の変更に係るもの3件、産業廃棄物処理施設の敷地の位置に係るもの1件について審議をいただきますとともに、前回の審議会に引き続き、次期区域マスタープラン策定に関する中間報告を予定しております。

委員の皆様方には、それぞれの専門的なお立場から広く御審議・御意見をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、今後とも本県の都市行政の推進になお一層の御助言、御協力をお願い申し上げます。私からの御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局 本日は委員20名のうち出席者は17名となっておりますことから、栃木県都市計画審議会条例第5条の規定による定足数に達していることを御報告いたします。

それでは、第174回栃木県都市計画審議会に付議されました議案について、御審議をお願いいたします。

議事の進行につきまして、森本会長よろしくお願ひいたします。

○議長 それでは議事を進めさせていただきます。

最初に議事録署名委員ですが、2番の藤島委員、3番の大森委員を指名させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

また、大森委員につきましては、前回の審議会におきまして会長職務代理者に指名させていただいておりますので、最初に大森委員から一言御挨拶をお願いいたします。

○3番（大森委員） 会長職務代理の御指名を受けました大森でございます。前回は欠席で大変失礼いたしました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長 ありがとうございます。

本日の案件としては、お手元の「次第」にございますように、「大田原都市計画道路の変更について」のほか付議案件が3件、報告案件が2件でございます。

また、審議会は、栃木県都市計画審議会規程第12条の規定において、「栃木県情報公開条例」第7条に定めております、個人の権利利益を害する恐れがある事項などを審議する場合や、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合を除き、原則として公開となっておりますが、第1号議案及び関連のある第2号議案につきましては、意見書が提出されているため、栃木県情報公開条例第7条第2号に該当する個人情報等の審議にあたることから、一部非公開とさせていただきます。

それでは、第1号議案「大田原都市計画道路の変更について」及び第2号議案「矢板都市計画道路

の変更について」は、関連しておりますので、一括して議題といたします。

この議案につきまして、幹事から説明をお願いいたします。

○幹事（栃木県都市計画課長） 都市計画課長の内田と申します。着座にて説明させていただきます。

第1号議案について御説明いたします。「議案書」2ページの計画書及び3ページの位置図を御覧ください。

今回の変更対象路線は、赤色で表示しております「大田原都市計画道路3・3・5号国道4号線」でございます。これは、第2号議案で御説明いたします当路線南側の黒色の線で示した「矢板都市計画道路3・3・5号宇都宮陸羽線」と併せて、現在、国土交通省が事業主体となって一般国道4号の矢板大田原バイパス整備計画を進めておりますが、それに伴う変更でございます。

3・3・5号国道4号線は、大田原市薄葉を起点として那須塩原市境の大田原市上石上を終点とする延長3,810m、変更後は2,340mの主要幹線街路となっており、大田原市及び県北地域の都市間を結び、広域的な交通を担っております。

今回の変更は、大田原市の交通の現状及び将来の見通しを勘案し、都市計画道路のルート、起点の位置及び区域の一部を変更するものでございます。

第2号議案について御説明いたします。「議案書」5ページの計画書及び6ページの位置図を御覧ください。

今回の変更対象路線は、赤色の実線で表示した「矢板都市計画道路3・3・5号宇都宮陸羽線」でございます。これは、先ほど第1号議案で御説明したとおり、一般国道4号の矢板大田原バイパス整備計画に伴う変更でございます。

3・3・5号宇都宮陸羽線は、矢板市乙畑を起点として矢板市土屋を終点とする延長11,120m、変更後は14,820mの矢板市及び県北地域の都市間を結ぶ主要幹線街路であります。

今回の変更は、矢板市の交通の現状及び将来の見通しを勘案し、都市計画道路のルート、終点の位置及び区域の一部を変更するものでございます。

詳細につきましては、お手元の「参考資料」を使って御説明いたします。「参考資料」はA3の資料となります。1ページ目の「1 位置図」を御覧ください。

橙色の線が現在の都市計画道路、赤色の線が変更都市計画道路となります。3・3・5号宇都宮陸羽線の変更は、図面やや下寄りの橙色の旗揚げで示しました、現在の終点である矢板市土屋から、バイパスとして約3,700m北側に延伸し、図面やや上寄りの赤色の旗揚げで示した大田原市境の矢板市山田へと変更するものでございます。

3・3・5号国道4号線の変更は、図面中央の橙色の旗揚げで示した現在の起点である大田原市薄葉から、図面やや上寄りの赤色の旗揚げで示した矢板市境の大田原市上石上に変更するものでございます。

この起点となる上石上から、少し右上の現在の都市計画道路と交差する上石上交差点までの区間がバイパスとなります。上石上交差点から当路線の終点である那須塩原市境の大田原市上石上までの区間については、現道を拡幅する計画となっております。

図面の中で、青色破線の四角で囲っている大文字のA～Dの部分について拡大したものが、その次の2ページ、3ページの平面図でございます。2ページ、3ページ目の下に「3 横断図」として、この平面図内に記載されております小文字のa～dの位置における道路の幅員構成を示しております。道路は4車線道路で、主な諸元として、1車線あたりが3.5m、中央帯が1.5m、歩道が両側各2.5m、総幅員が22.0mとなっております。

第1号議案及び第2号議案の変更案につきまして、関係市である矢板市、大田原市の意見を聴取しましたところ、両市から平成30年9月26日付で異存のない旨の回答を得ております。

また、第1号議案及び第2号議案の変更案につきましては、平成30年6月8日から6月22日までの2週間公衆の縦覧に供したところ、第1号議案に関して1名の方から意見書が提出されております。計画案の説明は以上でございます。

○議長 意見書に関しましてはこの後御説明させていただきますが、これまでの説明の中身につきまして、皆様から御質問や御意見がございましたらお願いします。

○1番（福田委員） 質問というよりは要望、お願いになります。今回の計画変更路線の中には優良農地として整備した地域も含まれますので、将来とも営農に支障のないような形で、ぜひとも事業を実施する際には御配慮いただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長 事務局から、よろしいでしょうか。

○幹事（栃木県都市計画課長） 事業主体となる国土交通省にお伝えするとともに、実は今回の審議会にかける前に、縦覧や説明会といった形で地元へ説明する中で、国からは、ある程度営農環境で圃場区画等に配慮しながら計画を立てていますと説明されていることを申し添えますが、改めてお伝えすることとしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長 ありがとうございます。そのほかにいかがでしょうか。

特に現時点でなければ、さきに申しあげましたように、意見書については、栃木県情報公開条例第7条第2号に該当する個人情報の審議にあたりますことから、これより審議を非公開とさせていただきます。報道関係者におかれましては、本件の審議が終わるまで御退席いただきますようお願い申し上げます。

（報道関係者 退席）

本部分に関する審議については、県情報公開条例第7条第2号に該当する個人情報の審議にあたることから非公開としています。

○議長 特に追加の御意見がないようですので、本件について採決を行います。ここで議長からの提案がございます。採決につきましては、第1号議案及び第2号議案を一括して採決いただきたいと考えておりますが、個別に採決が必要であるという御意見があれば承りますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特に御意見がございませんので、第1号議案及び第2号議案は一括して採決いたします。

それでは、第1号議案「大田原都市計画道路の変更について」及び第2号議案「矢板都市計画道路の変更について」を、原案どおり議決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議がございませんので、本案件につきましては、原案どおり議決いたします。御協力ありがとうございました。

では、再び会議を公開とさせていただきます。

(報道関係者 入室)

○13番(齋藤委員) 会長、よろしいでしょうか。

○議長 はい。

○13番(齋藤委員) 大変恐縮ですが、この場をお借りして一言御礼を申し上げたいと思います。

先ほど御審議の上お認めいただきました大田原、矢板両都市計画道路の変更につきましては、先ほど御説明がありましたように、一般国道4号矢板大田原バイパス整備に係るものでございます。この事業は、矢板市、大田原市ともに、かねてから要望させていただいていた内容でございまして、本日お認めいただいたことで、新規事業化に向けてまた一步近づいたものと考えております。

今後とも、地元自治体といたしまして、大田原市さんとも力を合わせて地元調整等に全力を尽くしてまいりますので、本日御出席の上原宇都宮国道事務所所長さんをはじめとする委員の皆様には、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長 御退席いただいた方もおりますので、もう一度審議結果についてお話ししたいと思います。

今、委員からも言及がありましたが、第1号議案、第2号議案につきましては原案どおり議決いたしましたので、お伝えいたします。

○議長 それでは、引き続いて第3号議案「矢板都市計画道路の変更について」を議題といたします。

この議案につきまして、幹事から説明をお願いいたします。

○幹事(栃木県都市計画課長) 第3号議案について御説明いたします。「議案書」の8ページの計画書及び9ページの位置図を御覧ください。

変更対象路線は、9ページに赤色の実線で表示した「3・4・8号片岡西通り」でございます。

本路線は、矢板市片岡を起点として、さくら市鷺宿との境となる矢板市乙畑を終点とする延長約4,010mの幹線街路で、片岡地区はもとより矢板都市計画区域の道路交通の基軸を形成するとともに、東北縦貫自動車道及び国道4号とのネットワークにより喜連川工業団地や矢板南産業団地を連絡することで、地域の産業振興・物流向上に大きな役割を担っています。

今回の変更は、矢板市の将来の土地利用及び交通の見通しを勘案し、都市計画道路の区域の一部を変更するものでございます。

詳細につきましては、お手元の「参考資料」を使って御説明いたします。4ページ目を御覧ください。変更する箇所は、「1 位置図」の青色破線の四角で囲っている部分で、拡大したものが右側に

示した「2 平面図」となっております。平面図のA及びBと記載している箇所について、橙色で示している現在の都市計画道路の区域から、赤色の線で示した都市計画道路の区域に変更しようとするものでございます。

まず平面図Aの箇所についてですが、「3 横断図」を御覧ください。平面図内の小文字aの地点から北側に向かって見たときの道路横断図でございます。現計画は、左側のとおり切土法面構造で、道路の総幅員が33.5mとなっております。今回、右側のとおり函渠構造に変更し、総幅員を16.9mに変更するものでございます。これによりまして、沿道地域の分断を避けながら、当該地域の実状、将来における土地利用や周辺交通の見通しを勘案しまして函渠構造に変更しようとするものでございます。

次に、平面図Bの箇所についてですが、これは本路線と一般国道4号との交差をより安全なものとするため、交差する角度を大きくし、直角に近い交差形状に変更を行うものでございます。

なお、本変更案につきまして、平成30年8月17日から8月31日までの2週間公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、本件につきましては、関係市である矢板市に意見を聴取しましたところ、平成30年9月26日付けで異存ない旨の回答を得ております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 ただいまの説明を踏まえまして、委員の皆様には審議を進めていただきたいと思います。御質問や御意見がございましたらお願ひいたします。

○2番（藤島委員） 現都市計画決定から変更して周辺地域の分断をなくすということで、地域の利便性を見て変更されることはとても良いことだと思いますが、最初に現在の都市計画が決定されてから、周辺道路は実際に事業は実施されているわけですね。そうするといろいろな規制がかかっていると思いますが、オレンジ色のところに建物が当たっているのですが、現在建っている建物に対して建築規制に変更が生じるのでしょうか。また、それに伴う補償はあるのでしょうか。

○事務局（都市計画課課長補佐（技術総括）） 2の平面図のAの断面だと思いますが、先ほど委員から質問がありましたように、こちらには現在建物が建っています。規制というのは、建て替える時もしくは新たに建てる時に規制がかかりまして、現在建っているものについては、それを取り壊しなさいとか都市計画上すぐにどきなさいという話ではないということです。規制については、改めて建てる時に規制がかかるものであり、既に建っている建物に対して規制等が生じるというものではありません。

○2番（藤島委員） 今のところないということですね。分かりました。

○議長 よろしいでしょうか。そのほかにいかがでしょうか。

特にないようですので、本案件については、原案どおり議決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 御異議がございませんので、本案件につきましては、原案どおり議決いたします。ありがとうございました。

○議長 それでは、第4号議案「那珂川都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題といたします。

この議案につきまして、幹事から説明をお願いします。

○幹事（栃木県都市計画課長） 第4号議案について御説明いたします。「議案書」の11ページの計画書及び12ページの位置図を御覧ください。

本案件は、建築基準法第51条ただし書きの規定により、「那珂川都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」、都市計画上支障がないかどうか御審議をいただくものでございます。

産業廃棄物処理施設の敷地は、12ページに示したとおり、那珂川町役場の北部に位置する赤色の線で囲んだ部分でございます。

説明に入る前に、建築基準法第51条ただし書きについて御説明いたします。「参考資料」の5ページを御覧ください。

建築基準法第51条につきましては、ページ中ほどに条文を抜粋しておりますが、「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場」などのほか、「その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない」とされております。

一方で、ただし書きとして、「特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合においては、この限りではない」とされております。「その他政令で定める処理施設」については、ページの下寄りに枠囲みで示しております。

第4号議案の詳細につきましては、特定行政庁の事務を所管しております県の県土整備部建築課長から御説明いたします。よろしく願いいたします。

○幹事（栃木県建築課長） 建築課長の竹久保でございます。大変失礼ですが着座にて説明させていただきます。

それでは、第4号議案につきまして御説明いたします。「議案書」は10ページから12ページまででございます。また、「参考資料」は6ページを御覧ください。

本案件は、栃木県が事業主体となり、那珂川町和見に設置する破碎施設及び中和施設が、建築基準法第51条に規定する「その他政令で定める処理施設」、いわゆる「中間処理施設」に該当するため、ただし書きの規定によりまして、その敷地の位置が都市計画上支障がないか御審議をいただくものでございます。

議案の内容について説明させていただきます。「参考資料」の左側の「1 位置図」を御覧ください。今回の計画敷地を赤色で示しております。敷地面積は約1.3万㎡でございます。

当該地は、位置図下でございます那珂川町役場から北北西に約3kmの位置にあり、那珂川都市計画区域の中で、用途地域が定められていない、いわゆる非線引き白地地域でございます。

また、位置図において当該地を含んだ黒色の破線で囲まれた部分がございますが、これは栃木県が、

これまで県内に設置されていなかった管理型産業廃棄物最終処分場を確保いたしますとともに、那珂川町北沢地区の不法投棄地の不法投棄物を撤去し、埋め立て処分を行うために計画いたします県営処分場整備の事業区域を示したものでございます。この事業区域内に計画する破碎施設及び中和施設が「その他政令で定める処理施設」として建築基準法第51条の対象となっておりまゝ。これらの処理施設は、栃木県が設置するものでございますが、設置が短期間であること、処理対象が北沢地区不法投棄物に限られることから、都市計画決定ではなく、建築基準法第51条ただし書きの規定による許可を取得するものでございます。

なお、最終処分場は、法第51条の対象とはならない施設となっているところでございます。

この県営処分場につきましては、栃木県と那珂川町におきまして、平成30年10月1日に「県営処分場に係る環境保全協定」を締結しており、これまでも節目ごとに町民説明会や意見交換会を実施し事業内容を説明するなど、地域住民との合意形成や環境保全対策に努めてきたところでございます。

次に、当該地への搬入路について御説明いたします。位置図の上でございます北沢の不法投棄地から、オレンジ色の線で示しました県道那須黒羽茂木線を使用し、町道備中沢線を経て申請箇所に搬入することとなります。県道の一部につきましては、道路幅員が4mほどの狭い箇所がございますが、平成34年度の供用を目指し、歩道整備に併せて車道の拡幅工事を行っているところでございます。

次に、資料の「2 施設の概要」を御覧ください。事業主体である栃木県が、北沢地区の不法投棄地から搬入いたします廃プラスチック類、木くず、がれき類及び金属くずなどを、埋め立てに適した大きさにするための破碎施設と、不法投棄地内で発生いたします汚水を回収し処理するための中和施設を設置するものでございます。

本施設における処理に係る主な流れですが、廃プラスチック類、木くず、がれき類及び金属くずなどのうち大きさが概ね15cmを超えるものについては、今回設置いたします破碎機により破碎され、ピンク色で示した最終処分場である被覆施設棟に埋め立て処分されることとなります。

また、廃酸、廃アルカリに該当する汚水につきましては、中和施設により中和処理を行い、最終処分場の散水の用水として場内で再利用されることとなります。

各施設の処理能力についてですが、破碎施設の破碎機については、搬入される産業廃棄物のうち、廃プラスチック類であれば一日当たり最大で34.23t、木くずであれば53.78t、がれき類であれば144.72tの処理能力を有しております。また、中和施設については、一日最大で廃酸、廃アルカリの中和が100m³でございます。これらの処理能力が、建築基準法第51条で定める基準の範囲を超える処理能力であるため、ただし書きの規定による許可を取得するものでございます。

次に、「3 施設配置図」を御覧ください。敷地は赤色の線で示した範囲であり、ピンク色で示しているものが建築物でございます。被覆施設棟、浸出水処理施設、管理棟など計12棟でございますが、「施設配置図」の縮尺の都合により、規模が微小である自動車車庫などは、申し訳ございませんが記載しておりません。

その中で、法第51条ただし書きの許可の対象となる処理施設につきましては、赤色の破碎施設と中和施設となります。破碎施設は、図にありますとおり、最終処分場の埋立地となる被覆施設棟の内

部に設置されます。埋め立て地部分とは高さ1.5mの鋼板塀で区画され、破砕ヤードにある移動式の破砕機で破砕を行います。また中和施設は、県営処分場の浸出水処理施設が兼ねるものでございます。

次に、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についてですが、施設の設置に当たり「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づきまして、騒音及び振動等に関する「生活環境影響調査」を実施しているところでございます。調査の結果を踏まえまして、施設の稼動に伴う周辺地域の騒音や振動等、生活環境に及ぼす影響等について総合的な評価を行い、事業者側が行う環境保全措置、具体的には①低騒音機器の使用、②運搬車両の点検整備や適正な速度での走行、③運搬車両が集中しない搬入計画の策定等により、「周辺地域に及ぼす環境影響は低い」とされているところでございます。

以上のことから、本施設の敷地の位置については、都市計画上支障がないものと考えております。

第4号議案の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 ただいまの説明を踏まえまして、委員の皆様には審議を進めていただきたいと思ひます。御質問や御意見はございますか。

特に御質問、御意見がないようですので、本案件につきましては、都市計画上支障ない旨を知事に答申することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議がございませんので、本案件につきましては、都市計画上支障ない旨を知事に答申させていただきます。

○議長 以上をもちまして、本日の議案の審議を終了いたします。本日、御審議いただきました議案につきましては、直ちに答申の手続をとりますので御了承いただければと思ひます。

続きまして報告事項に移ります。

報告第1号「栃木県都市計画区域マスタープラン専門委員会の調査検討状況について」、この件につきましては、大森委員が専門委員会の委員長でもございますので、専門委員会における調査検討状況について大森委員から報告をお願いいたします。

○3番(大森委員) それでは、9月に開催されました第3回専門委員会において新たに委員長を仰せつかりましたことから、委員会での調査検討状況についてこの場で中間報告をさせていただきます。

お手元の報告資料により御説明させていただきます。表紙から3枚めくっていただきまして、1ページ目を御覧ください。

「I 調査検討の経緯等」のとおり、当委員会では、第172回都市計画審議会において諮問された基本的な考え方について、①都市づくりに関する考え方と、②都市計画区域や区域区分に関する考え方の2つの観点に着目して調査検討しているところでございます。

今回は、前回の第173回都市計画審議会で大森前専門委員会委員長により中間報告いただいた栃木県の都市の現状及び課題を踏まえて、第3回専門委員会までの内容を取りまとめ、概ね20年後を展望した都市づくりに関する考え方の骨子について中間報告をいたします。

「Ⅱ 都市づくりに関する考え方の骨子」についてですが、基本的に現在の“とちぎの都市ビジョン”の目指すべき都市構造「とちぎのエコ・コンパクトシティ」の考え方を継承し、都市のスポンジ化や既存集落のコミュニティ維持等の新たな課題にも対応することとしております。都市づくりの方向性として、「1 現状、課題及び都市づくりの方向性」に記載しておりますが、これまでと同様に役割に応じた拠点づくりの強化、ネットワークの強化、都市経営の効率化について示し、これまでの都市づくりをさらに促進させるための新技術の活用、とちぎの魅力や強みを活かした都市づくりの5つの方向性について整理いたしました。

これらの方向性を踏まえて、賢く都市の持続可能性を高める都市構造として「(仮称)とちぎのスマート^{プラス}コンパクトシティ」を目指すことを考えております。

具体的には、もう1枚おめくりいただいて、A3の3ページ目の図を御覧ください。赤字の箇所が現在のビジョンの考え方を継続しながら強化していくもの、赤字太字で下線がある箇所が新たに追加したものとなっております。

資料の左側から「Ⅰ 都市が抱える現状と問題等」及び「Ⅱ 都市づくりの課題と方向性」につきましては、前回第173回都市計画審議会での報告及び先ほど概要を説明させていただきました。これらを踏まえて、「Ⅲ 目指すべき都市構造」として「(仮称)とちぎのスマート^{プラス}コンパクトシティ」を検討しております。

これは、都市機能や居住機能をバランスよく集積した複数の拠点地区を形成するコンパクトシティの考え方と、公共交通ネットワーク等により拠点間の連携や都市機能の相互補完を図るネットワーク強化の考えを継続しつつ、環境負荷の低減や都市経営の効率化などをより一層推進するため、ICT等の新技術を活用しながら都市の計画・整備・管理・運営等を行うスマートシティの考えを導入するものです。

次に、この「(仮称)とちぎのスマート^{プラス}コンパクトシティ」の「Ⅳ 実現に向けた基本目標と基本姿勢」として、5つの基本目標と3つの基本姿勢を示しております。

都市づくり基本目標(1)については、誰もが暮らしやすくコンパクトな都市づくりを目標として、市街地の拠点以外の周辺部等における土地利用や多様な居住スタイルへの対応や中山間地域等の既存集落等における小さな拠点の形成と連携などを新たに戦略として加えたいと考えております。

基本目標(2)については、拠点地区の規模や都市機能の集積など地域の状況に応じた最適な交通手段の導入やネットワークの再構築など、公共交通サービス維持・強化について検討したいと考えております。

基本目標(3)については、持続可能で効率的な都市づくりを目標として、賢く都市づくりを進める戦略の一つとして健康まちづくりの推進を加える考えでございます。

基本目標(4)については、新たな技術を活用したスマートな都市づくりとして、自動運転技術の活用や、端末物流やインフラ維持管理等への新技術の活用などにより賢く都市づくりを効率化する戦略を検討していきたいと考えております。

基本目標(5)については、とちぎの魅力や強みである製造業を中心とした産業振興や、世界遺産や

日本遺産を含む地域資源の活用についてさらに推進し、都市農地の保全活用の視点を新たに追加したいと考えております。

また、都市づくりの基本姿勢については、(1) 医療や福祉、産業、環境など各種政策と連携した都市政策の展開、(2) 多様な主体と協働・連携した都市づくりに加えて、(3) 都市のマネジメントとして、移り行く都市の状況を想定しながら整備された都市機能等の維持管理など将来にわたって都市を持続させるための視点を強化したいと考えております。

なお、各基本目標及び戦略の具体的な内容については、今後専門委員会において検討してまいります。

また、前回第173回都市計画審議会において、「新技術の活用に関する将来像について」御質問がございましたが、現在専門委員会で検討している内容を御説明いたします。

現在、基本目標(4)などに具体的に盛り込めるように、栃木県に合った新技術の活用方法を検討しているところですが、参考までに今年8月に国土交通省都市局から公表されたスマートシティのイメージを御紹介したいと思います。

報告資料の参考資料1ページ目の図を御覧ください。国土交通省都市局から平成30年8月に公表された「スマートシティの実現に向けて(中間取りまとめ)」から抜粋しております「まちづくりに生かされる技術イメージ」でございます。こちらは、非常に多様な分野における活用のイメージが示されておりますが、こちらを参考に栃木県に合った新技術の活用を検討していきたいと考えております。

例えば、中山間地域での自動運転サービスや無人航空機(ドローン)による端末物流システムの導入、インフラのメンテナンスなどといった点において新技術を活用することで、人口減少等が進む中、“賢く”集約型の都市構造を目指し、人々の生活の質を維持していくことができると考えています。

最後に、今後の報告予定について御説明します。報告資料2ページの「Ⅲ 今後の報告予定」を御覧ください。

今後、都市づくりの基本目標や戦略に関してさらに調査検討を進めて「都市づくりに関する考え方」を取りまとめ、次回第175回都市計画審議会において報告したいと考えております。

その後、次々回第176回都市計画審議会において、都市計画区域等の考え方を含めて、都市計画区域マスタープランの策定にあたっての基本的な考え方についての調査検討結果について報告させていただきたいと考えております。

以上で専門委員会の調査検討状況について御報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。ただいまの内容につきまして、皆様から御質問や確認したい点等がありましたら御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○14番(小菅委員) 今、先生からの御報告を聞いて、「新技術」という言葉の中で、スマートなまちづくりをするために自動運転技術の活用という言葉が何回か出てくるのですが、現実にはどのぐらいのことを想定しているのか具体的に教えていただけますか。これからの時代、この辺のことは頭に置いておいてくれということ、わかる範囲で結構ですので教えていただければありがたいのですが、

いかがでしょうか。

○3番（大森委員） 御質問ありがとうございます。

自動運転技術については、皆さんもマスコミ等からいろいろと情報を得ていると思いますが、年々、急速に普及しています。レベルも1から5まであり、完全自動運転まではまだ行っていませんが、技術開発の状況は今後どこまで進むのか少し不確実なところもございますので、その辺は十分考慮しながら検討していきたいと考えております。

○議長 実は私は今、国交省で本件の検討会の座長を務めている関係もありますので、少し補足させていただきます。

政府は、2020年までに高速道路の隊列走行を実現させるという形で大きな舵を取っているところです。一方で、地方の生活道路や中山間地域の道路については、昨年から社会実験という形で道の駅で行われていることは皆様も御記憶にあると思いますが、今、日本各地で自動運転の社会実験が次々に行われています。実際に民間企業でも自動運転という形で実験が行われたり、今年度はニュータウンや幹線バスに関しても、自動運転の社会実験を検討しております。

ただ、いずれにせよ今は技術的なチェックの段階でございますので、この数年以内にそれが社会に与える影響を勘案しながら、実走できるところから実走していくということだろうと思います。

ただ、今、大森委員からありましたように、レベル4・5という完全自動運転、つまりドライバーのいないような社会に関しては、まだジュネーブ条約違反、つまり国際法違反になりますので、それを乗り越えていかないと、ドライバーのいない状態での運転はまだなかなか難しいというのが我々の見解でございます。

今後、最新の情報を勘案しながら、検討委員会で将来技術を踏まえた将来ビジョンを作成していただければと思います。皆様からも要望や要求がありましたら、どしどしいただければと思います。

○14番（小菅委員） 今の話を受けて、今日は専門ということで農業会議の方も出ておられますが、私どもの壬生町は人口4万人にちょっと欠けていますが、人口が極端に減らない町でございます。その中であって、農振地域においてはこれから自治会が崩壊していくのではないかとということで、非常に深刻に受け止めております。こういうペーパーの中で「中山間地域」という言葉が出てきますが、そういった中に農振地域も一つの研究テーマとして入れていただくと大変ありがたい。山ばかりではなく平地の壬生においても極端に人口が減っているエリアがあるのだということで、そこに新しい技術として自動運転などのサービスを提供して、どうにか人口を減らさないような努力を。特に農振地域は農業地域で、これからスマート農業でトラクターやコンバイン等々は全部自動化されますが、そこにも法的な壁があります。田んぼの中は自動の車やトラクター、機械が走れるのですが、一步公道に出ると、道交法でそれはだめだということです。現実には絵に描いているものよりかなり厳しい。法的なハードルが今出ています。

そういう点をしっかり、法律を改正するなり、技術と合わせるような日本の法律に変えていただきたいと思いますので、要望として提案させていただきます。よろしく申し上げます。

○3番（大森委員） 御意見ありがとうございます。

○議長 そのほかにいかがですか。よろしいでしょうか。

新技術につきましては、本当に日々刻々と変わっていますので、できるだけ先んじて情報を取るといふことと、海外に目を向けますと、スマートシティは実は日本は少し後発国のような状態になっていて、途上国の方がこういう分野を今一生懸命やっています。栃木県は、そういった意味では日本の中でかなり先んじてスマートな社会を目指していくということですので、今回の、仮称にはなっていますが「とちぎのスマート^{プラス}コンパクトシティ」というのは、全国的に大きなインパクトを与えるのではないかと私自身も期待しております。引き続き御議論いただければと思います。

それでは、今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いいたします。

○幹事（栃木県都市計画課長） 今、委員から報告いただいた中で今後の予定もお話いただきましたので、若干重複しますが、資料は「報告資料（参考資料）」2ページを御覧ください。

今後は来年2月頃の都市計画審議会において、都市づくりの考え方として都市計画区域マスタープランの全体像の基本的方向を示す都市ビジョンの改定案を提示し、来年7月頃の都市計画審議会において、都市計画区域マスタープラン策定の基本的な考え方について最終的に答申をいただく予定としています。答申を受け、都市ビジョンの改定、区域マスタープランの策定作業を行ってまいります。

2020年度ということになりますが、区域マスタープランの案を都市計画審議会に付議し、2020年度末の3月頃に決定してまいりたいと考えております。

なお、今後も、策定作業の進捗については、都市計画審議会への報告を随時しながら進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいまの説明について、皆様から御質問はございますか。

御質問がないようでしたら、続いて報告第2号に移ります。

○議長 報告第2号「市町村の都市計画決定案件について」、事務局から説明をお願いいたします。

○幹事（栃木県都市計画課長） 資料はお手元の「第174回栃木県都市計画審議会報告資料」を御覧ください。

表紙をめくって1枚目、報告案件の概要が記載されております。前回の都市計画審議会以降の平成30年7月19日から10月25日までの間に、市町村が都市計画決定を行いました案件について報告するものでございます。

次に4ページを御覧ください。こちらの表は、市町村ごとに都市計画決定の件数を計画種別ごとに集計したものでございます。計の欄に記載したとおり、土地利用に関するものが1件、都市施設に関するものが1件、合計2件の都市計画決定がなされております。

それぞれの計画の概要につきましては5ページ目に一覧を、位置図については6ページ目以降に添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

ただいまのものは報告でしたので、以上をもちまして本日の議事を終了いたします。委員の皆様には御審議いただきありがとうございます。

それでは、私の進行を事務局にお返しいたします。

○事務局 以上をもちまして本日の審議会を閉会いたします。

なお、本日の資料ですが、第1号議案及び第2号議案に関わります「意見書の概要」につきましては、内容に個人情報に関する事項が含まれております。栃木県個人情報保護条例により個人情報の適正管理が求められておりますので、事務局の方でお預かりさせていただきます。恐れ入りますが、お帰りの際に、席にそのまま置いてお帰りください。後ほど事務局で回収させていただきますので、よろしく願いいたします。

また、本日用意いたしました資料が不要な場合にも、そのまま机に置いていただいたままで結構でございます。

本日は大変ありがとうございました。

午後2時35分 閉会